

「民主主義と他者認識：アメリカのフィリピン政治論をめぐって」

中野 聡

一橋大学社会学研究科 stnakano@tkh.att.ne.jp

<http://www.ne.jp/asahi/stnakano/welcome/>

*はじめに

1. アメリカが語るフィリピン政治像

- 「民主化のための占領」とフィリピン・エリート p.2
マッキンレー (3), タフト (4,5), ルロイ (6)
- フィリピン政治論のまなざし p.3
ランデ (7), マッコイ (8), スタンレー (9)
- イレートのオリエンタリズム批判 p.4
イレート、カーノウ、アンダーソン (10-12), モハーレス (13)

2. ふたつの国の選挙民主主義

- マヌエルの父さん p.5
LBJと1948年テキサス選挙(14,18), メイ、スタインバーグ(15), 1949年フィリピン選挙 (16, 17)
- C I AとN A M F R E L p.6
ランズデール、カプラン (19,20)
- 誰が他者だったのか? p.7

3. 選挙制度をめぐる植民地期の米比関係

- 公職選挙制度の導入 p.7
導入過程(21-25) 1901 オーストラリアン・パロットの導入 (26)
- 複写された選挙改革 p.8
米国のオーストラリアン・パロット導入プロセス(29-31)
- 投影されたアメリカナイゼーションの思想 p.9
ルロイ (32,33,36), TRの「フェロ-フィリピン」論(34), あるアメリカ人教師の報告(35)
- 響きあう選挙不正 p.10
米国(37), フィリピンの選挙不正(38-41), 選挙制度と選挙不正の関係(42)

*おわりに 「出会いから未来に向けて」 オリエンタリズム(論争)を越えるために

民主主義をめぐるアジア・アメリカ関係史においては、前者はもちろん後者をも静的に、あるいは単線的な前進のプロセスとして捉えることはできない。本報告でとりあげた米比ふたつの民主主義の「絡まりあい」は、アメリカにとってのフィリピンの他者性に疑問を投げかけるものであり、アメリカが語るアジアについての知識が、アメリカ(国家・国民)のアイデンティティ生成の営みを反映した他者認識としての性格を帯びていること(時代意識の表現であったこと)を確認するものであった。アジアとアメリカの間でしばしば起こる理念、規範、基準をめぐる論争や緊張では、双方が、互いの状況が抱える歴史性の内在的な理解を欠いたまま、緊張を高めている面が否定できない。月並みな結論ではあるが、相互認識の水準を高めること、高い水準の相互認識が双方の社会で幅広く共有されることが、新たな地域秩序形成の過程で避けることができないとすれば、そのプロセスにおいて、民主主義は、戦争(歴史)の記憶、人種民族観などと並んで優先順位の高いイシューであり続けるだろう。

報告草稿

注記 本草稿は、民族学博物館地域研究企画交流センター連携研究「アメリカの対外関係における民主主義の意味」(研究代表者大津留千恵子、大芝亮)の成果報告論文集、大津留千恵子・大芝亮編『アメリカが語る民主主義』(ミネルヴァ書房より近刊予定)のために書かれた。共同研究の同僚諸氏に感謝します。

(アメリカ学会年次大会報告用草稿のみに使用。不許可複製・引用)

本稿は、20世紀の米比関係史を民主主義と他者認識の相関に焦点をあてて考える試みである。植民地期だけでなく1946年の独立後も長年にわたって続いた、軍事基地の維持や経済上の排他的特惠関係をはじめとする「特殊関係」ゆえに、アメリカで語られるフィリピン認識には、つねに植民地状況が生む自己と他者の二分法に依拠する他者理解 **オリエンタリズム**¹ が纏わりついてきた。しかし、民主主義 **その理念、規範、実践** をめぐる米比関係には、自他の二分法が容易には成立しない絡まりあいが存在する。そこで本稿はまず、アメリカで語られてきたフィリピン政治論と、その他者認識のあり方に対する近年のオリエンタリズム批判を考察する。さらに、「選挙」に注目して米比ふたつの民主主義の絡まりあいと他者認識を対照することにより、民主主義の言説に依拠して20世紀の世界に關与してきたアメリカにとって、自己と他者の二分法がもってきた意味を考えてみたい。

なお本稿は、20世紀米比関係史から幾つかのテキストを取って時系列で整序することなく考察するために、通史的な記述としては分かりにくい部分がある。この点を補うものとして、拙著および別稿を参照いただければ幸いである²。

1 アメリカが語るフィリピン政治像

「民主化のための占領」とフィリピン・エリート

米西戦争の勝者・アメリカが敗者・スペインに2千万ドルを支払って併合したフィリピンに対して、ウィリアム・マッキンレー大統領は、その軍政布告(1898年12月)において、「連邦の目的は友愛的同化であり……個人の諸権利と自由をあらゆる可能な方法で保障し……専制支配にかわる正義と権利による寛容な支配をめざす」と謳った³。20世紀後半の政治言語に置き換えれば、それは、「民主化のための占領」と呼び得る論理をたしかに含んでいた。しかもここでいう「専制支配」とは、スペインよりも、むしろ1896年に武装蜂起して、併合当時すでに諸島全土を自力解放する勢いにあったフィリピン独立革命政府を含意していた。同宣言の直後に革命軍と米軍は交戦状態に突入(米比戦争)、アメリカは数年を費やして革命を弾圧することになる。このように、「友愛的同化」宣言以来、民主主義は、在比米軍基地の撤収(1992年)によってアメリカがフィリピン政治に対する直接の利害関心を失うまで、ほぼ一世紀にわたって両国関係の焦点であり続けると同時に、アメリカで語られるフィリピン政治の解釈 **他者認識** と深く結びついてきた問題であった。

ここで注目されるのは、フィリピン政治に対する「否定のまなざし」と、植民地期から今日に至るその一貫性である。その原点となったのが、「専制支配の民主化」を掲げた「友愛的同化」宣言に見られる、併合を進めたアメリカ共和党政権のフィリピン認識であった。

1900年、フィリピン委員会(Philippine Commission)の長として赴任後、初代民政総督、陸軍長官さらには大統領として1912年まで植民地政策を指揮し続けたウィリアム・ハワード・タフトは、赴任直後、すでに独立革命政府の「圧制と腐敗はすさまじく……フィリピン人の独立政府は地獄よりなお悪い」⁴と断じ、さらに後年、アメリカは「無知な大衆の信託を受けた統治者であり保護者」であって、「これらの大衆が十分な教育を得て、自らの公民権を知り、これをより強力な階級の手から守り、安全に参政権を行使することができるようになるまで、我々の義務は解除されません」と述べている⁵。

1 Edward Said, *Orientalism*, New York: Pantheon Books, 1978. エドワード・サイード、今沢紀子訳『オリエンタリズム(上・下)』(平凡社ライブラリー12、1993年)。

2中野聡『フィリピン独立問題史』龍溪書舎、1997年。同「20世紀フィリピンと『アメリカ民主主義』」『歴史学研究』716号、1998年。

3 Stuart Creighton Miller, *"Benevolent Assimilation": The American Conquest of the Philippines, 1899-1903*, New Haven: Yale University Press, 1982, p.ii.

4 Oscar M. Alfonso, *Theodore Roosevelt and the Philippines: 1897-1909*, Quezon City: University of the Philippine Press, 1970., p.46.

5 William H. Taft to Theodore Roosevelt, January 23, 1908, quoted in Patric J. Hurley, "Second tentative draft transmitting Report of the Secretary of War to the President: Appendix 1," October ,

ここでタフトが敵視した「より強力な階級」とは、独立革命を主導した地方の地主エリートいわゆるプリンシパリアー。先スペイン期バラガイ(集落)の首長層ダトゥに起源をさかのぼり、スペイン支配のもとで世襲の特権を認められてきたキリスト教フィリピン地方社会の中間支配層をさしている。このうち、とりわけ財力や海外留学経験・語学力などに富み、マニラなど中心都市に居住する者たちは、教養人という意味でイラストラードと呼ばれ、19世紀後半、言論による植民地改革をめざすいわゆるプロパガンダ運動を主導した。しかし、やがて始まった革命の主導権を握ったのは地方社会で民衆を動員する力をもつ在郷のプリンシパリアーであった。アメリカのフィリピン認識の出発点には、まず、この在郷プリンシパリアーとの軍事的対決があったことを確認しておかなければならない。

フィリピン委員会のスタッフで、タフトの信頼も篤かったジェームス・ル・ロイは、アメリカ政府のプリンシパリアー批判を最も雄弁に論じた人物のひとりである。その著書『フィリピンの町と田舎の生活』は、ル・ロイ自身、いささか散文的な題名の同書がむしろ『上流と下流のフィリピン人』を論じたものだと述べているように、エリートと大衆の二分法に基づくフィリピン政治論の原点とも言える作品である。このなかでル・ロイは、「カシズム」と題した章で、「ボス政治」を意味するこのスペイン語で知られる在郷プリンシパリアーの民衆支配を「フィリピンの社会的進歩に対する最大の障害」と断じ、「カシーケたちの多くは、独立を口にするが、どうやって独立を達成するか、あるいは維持するかを知らず、改革の真の意味も、大衆のための改革がどうあらなければならないのかも分かっていない」として、その公僕としての能力と資質に疑念を示した⁶。このような認識から、アメリカ政府は、当初、イラストラードに植民地支配の協力者としての期待を寄せ、ソルボンヌ大学留学の経験をもつ知識人バルド・デ・タバラらをフィリピン委員会に参加させ、タバラらを中心に発足したフェデラリスタ党(のちにプログレシスタ党と改称)を支援した。

しかし、アメリカのフィリピン支配は、実際には、当初敵対した地方のプリンシパリアーとりわけ民衆を動員して「将軍」と呼ばれた大地主層と協調してはじめて、また驚くほど速やかに安定した。1907年、アメリカ統治下に発足したフィリピン議会は、そのほぼ全議席をプリンシパリアーが独占した。しかもこのあと植民地期を通じて議会で圧倒多数を占め続け、独立後の二大政党政治の母体ともなったナショナリスタ党は、独立革命政府への参加者を主体としていた。プリンシパリアーは、いまや「アメリカ民主主義」を担う新エリート、アメリカ統治の協力者として装いも新たに姿を現したのである。

フィリピン政治論のまなざし

以来、20世紀の米比関係は、その出自をプリンシパリアーにさかのぼり、フィリピン政治を担い続けるエリートとアメリカとの協調と摩擦を、そのもっとも主要な局面として展開してきた(以下、本稿では、プリンシパリアー以来の人的・構造的連続性によって特徴づけられるフィリピン社会の上層を、フィリピン・エリートあるいは単にエリートと呼ぶ)。そして、アメリカが語るフィリピン政治像は、エリートとの協調が順調な局面では両者の政治的信条の同一性に焦点があたり、摩擦が深刻になるとエリート批判が高まる傾向を繰り返してきた。とりわけ、後述する「自由選挙」によるラモン・マグサイサイ大統領の誕生と「共産化阻止」がもたらした幸福感が同大統領の事故死(1957年)で打ち砕かれて以後、アメリカでは、フィリピン政治はもはや成功事例としてではなく、「アメリカ民主主義」の移植にもかかわらず政治社会的安定や持続的成長の実現いずれにも失敗しつつ存在すなわち「アメリカ民主主義」の「負のショーケース」として語られはじめた。そして、ちょうど冷戦の政治的要請からアメリカで盛んになった地域研究の一環として本格化したフィリピン政治研究の焦点は、その失敗の原因探求に向けられるようになった。

ここでフィリピン「失敗」の原因として再び注目されたのが、エリート支配の弊害であった。そしてフィリピン・エリートは、ル・ロイのカシーケ批判同様、民主主義の理念を口では語りながら、実際には派閥的政争と私益追求に明け暮れる民主主義の操り手として批判されることになった。カール・ランデの『指導者、派閥、政党』(1964)は、このような見方に基づく1960年代以降のフィリピン政治論の出発点をなす研究である。アメリカ型の議会・大統領制が導入されながら政党政治が機能しない原因を、みかけ上の二大政党政治が地域・産業・階級・政治的信条などからではなく、パトロン・クライアント関係によって垂直的に統合された派閥・徒党間の水平的な競合関係から生まれていると論じたランデの議論は、その後のフィリピン政治論の基調低音をなすことになる⁷。

現代フィリピン政治研究の到達点として高く評価されている論文集『家族のアナーキー』(1993)も、エリートの政治行動を理念でなく私益に基づいて解釈しようとする点では、ランデの視点を受け継いでいる。同書の編者アルフレッド・マッコイは、複雑な双系制のパターンの上に築かれた有力家族の組織が、結束の固い親族的組織と流動性の強い派閥抗争というふたつの要素をフィリピン政治に持ち込んできたことを指摘、

1931. BIA Records, RG350, NARS.

⁶ James Le Roy, *Philippine Life in Town and Country*, New York: G.P. Putnam's Sons, 1905, pp.12, 172, 195-196.

⁷ Carl H. Lande, *Leaders, Factions, and Parties*, Ithaca: Yale University Press, 1964.

さらに、エリートの政治経済的行動様式として、資本家的な経営利潤の獲得ではなく、国家からの融資や、国家が規制・管理する諸業界の利権獲得を通じた利益獲得をもとめる「レント・シーキング」を強調した⁸。私益の追求と利権の争奪に基づく派閥的政争の論理によってフィリピン政治を解剖するマッコイの見解は、現代アメリカのフィリピン政治論を代表している。

これらアメリカの研究は、本質主義的に指定された「普遍的民主主義」からの逸脱型としてフィリピン政治を語り、逸脱の原因や、改革を妨げる要因としてフィリピン固有の政治文化を強調する点で共通している。この認識が、ヴェトナム戦争敗北がもたらしたアメリカ全能幻想に対する批判と結びついたとき、アメリカは、「フィリピン固有の社会経済的リズムを過小評価し、自己の力を過大評価」したために、フィリピンを「よきにつけ悪しきにつけ」変えることができなかつた「敗者」として描かれることになったのだ⁹。

エリートのオリエンタリズム批判

フィリピン人歴史家レイナルド・イレートは、1999年に出版されたハワイ大学における特別講演記録のなかで、これらアメリカのフィリピン政治論が、植民地期以来のオリエンタリズムの産物にほかならないと批判した。エドワード・サイード以来、欧米の植民地知や異文化理解が激しい批判にさらされて久しいが、米比間でオリエンタリズム批判が本格的に語られたのは意外にもこれが初めてと言ってよい。

イレートは、民衆思想史の研究者として国際的に高く評価されてきただけに、その批判は重く受け止められている。しかもイレートは、ル・ロイなど植民地期の知識人はもちろんのこと、ランデ、マッコイ、グレン・メイなど現代のフィリピン政治(史)研究者や、彼らの言説を取りいれた米比関係史像をアメリカ社会に流通させたスタンリー・カーノウのピューリツァ賞受賞作『我々に似せて』(1989)、さらにはベネディクト・アンダーソンのエリート民主主義論(1988)に到るまで、アメリカの研究者を狙いうちにして撫で斬りに論じている。まさに「歴史家論争」宣戦布告の印象さえ受ける内容である¹⁰。

イレートの主張は単純素朴な印象さえ受けるほどに明快である。アメリカのフィリピン政治論には「アメリカ民主主義の使命」が「フィリピンの根強い伝統」によって阻まれてきたとする言説が一貫して存在しており、それらは結局のところ、先進・文明的な自己と後進・非文明的な他者という二分法に基づく植民地支配のまなざしから生まれている。『家族のアナーキー』でも、エリートを表現する際に使われた私益・家族・アナーキー・ウォーロードなどの概念は、これらに公益・国家・秩序・ステーツマンを対置する植民地期以来の二分法が働いており、このような二分法に依拠する限り、また、植民地官僚が記録した英語史料に依存しつづける限り、フィリピン政治論は今後も植民地的言説を再生産し続け、フィリピン政治を失敗として表現し続けるだろうというのである¹¹。

出版されてまだ日が浅いせいか、イレートの批判にはまだ本格的な反論がない。予想できる反論のひとつは、エリート支配の弊害やその連続性、エリートと大衆の二分法は、オリエンタリズムの産物ではなく20世紀フィリピン社会の現実そのものだったという主張であろう。これに対してイレートは、少なくとも米比戦争期までのフィリピン社会は、フィリピン政治論が語るよりも遥かに多様で流動性が高く、エリートが掌握できた民衆の範囲も限定されたものだったと指摘している。そして、エリートと民衆の二分法は、エリートを通じてフィリピン社会を掌握しようとしたアメリカと、対米協力を通じて支配層としての自己を維持・確立しようとしたエリートの願望との合作であって、このような認識が結果として二階層社会的秩序を作り出すことにもなったのだという見方を示している¹²。

エリート批判をオリエンタリズムとして論難することが、エリート支配の弁明にはならないかという反論も予想できる。実際、イレートは『家族のアナーキー』の諸論文中、唯一の例外として、フィリピン人歴史家レシル・B・モハーレスのオスメーニャ家論が、このセブの政治的名門について、私益だけでなく「自由民主主義と自由企業の真摯な信奉者」でもあると指摘した点を評価している。むろん、その意図は、エリートの弁明にあるのではない。フィリピン史にはエリートの近代主義とは異なる民衆思想が伏流しており、それがエリートをも制約してきたと考える立場から、エリートがただ無分別な私益の追求者としてふるまえるほど

⁸ Alfred W. McCoy (ed.), *An Anarchy of Families*, Wisconsin: University of Wisconsin Center for Southeast Asia Studies, 1993, pp.10-27, 429-434.

⁹ Peter W. Stanley (ed.), *Reappraising an Empire: New Perspectives on Philippine American History*, Cambridge: Harvard University Press, 1984, p.2.

¹⁰ Reynaldo C. Ileto, *Knowing America's Colony: A Hundred Years from the Philippine War*, University of Hawaii: Center for Philippine Studies, 1999; Stanley Karnow, *In Our Image*, New York: Random House, 1989; Benedict Anderson, "Cacique Democracy in the Philippines: Origins and Dreams," *New Left Review*, 169, May-June, 1988.

¹¹ Ileto, pp.41-65.

¹² Ibid, pp.19-40.

コミュニティが無力だったわけではないと論じているのである¹³。換言すれば、民衆思想家イレートがこのように指摘しなければならないほど、アメリカのフィリピン政治論は、エリートの政治行動に公益や民主主義の理念が果たす役割に懐疑的だったとも言えるだろう。米比の歴史認識の溝は深い。

イレートの議論は明快なだけに残された課題も多い。とりわけこれらの論考は、現代アメリカの研究者が皮剥けば古色蒼然たるオリエンタリストと選ぶところがないことを強調する戦術を採っているために、アメリカ・オリエンタリズムの特質を十分に析出するには到っていない。論考の末尾でイレートは、アメリカのフィリピン認識に纏わりついてきたのは、実はアメリカが自己をいかに定義するかという問題だったのだと述べている。この指摘は、このまま終わらせるにはあまりにも重要な問いかけだといわなければならないだろう。

そこでこの問いかけを念頭において、次節では、選挙をめぐる米比関係に注目する。選挙こそは、本質的にフィリピンの政治文化が花開く舞台、すなわち「アメリカ民主主義」が「フィリピン民主主義」を他者として描く根拠として語られてきたからである。はたして選挙に注目するとき、米比を、自己と他者として、画然と分かつ境界線はあるのだろうか。

2 ふたつの国の選挙民主主義

「マヌエルの父さん」

マヌエル坊やが墓石の上に座って泣いていた……「どうしたんだい、マヌエル?」「このまえの土曜日、父さんはここにきた。でも、ぼくには会いにこなかった」「でも、君の父さんは、もう十年も前に亡くなったじゃないか、マヌエル?」声をふるわせて泣きながら、マヌエルは言った。「そうさ。でも、父さんはこの前の土曜日、ここに来て、そして×××××に投票したくせに、ぼくには会おうともしなかったのさ!」(一部省略、筆者)¹⁴

これは、1940年代末のある選挙風景を諷した小噺である。続けて、「このように『死人』まで動員して水増し投票をする選挙不正の横行は、フィリピンのお国柄である」と書いても、フィリピン政治論に親しんだ読者は疑問を抱かないだろう。グレン・メイは、19世紀後半、スペイン期の町長(ゴベルナドルシーリョ)選挙 プリンシパリアのなかから籤で選ばれた選挙人 13名の互選で選出された でいかに不正が横行していたかを検証した論文で、スペイン時代に積んだ政治経験から官職を私益追求の手段と見なすようになったエリートが、スペイン時代と同様にアメリカ統治下における選挙の手続きにも敬意を払わず不正が横行したのだと指摘して、選挙不正の横行を、アメリカの民主主義がフィリピン政治文化の「古い現実」と遭遇した結果として描いている。デヴィッド・スタインバーグによるフィリピン研究の入門書にも、「買収、死者の選挙人登録、暴力」を戦後フィリピン民主主義の特質として強調する記述がある¹⁵。このように「選挙」こそは、エリートに操られるフィリピン民主主義の政治文化を象徴する場として理解されてきたのである。

事実、1949年11月に行われたフィリピンの大統領選挙は、政権交代を求める民意を覆して、現職のリベラル党エルピディオ・キリノ大統領が強引に当選を決めた流血・不正選挙として知られている。もちろん以前から与野党双方に不正があったのだが、この選挙では、政府与党が、かつてないレベルで警察・私兵組織を動員して、野党ナショナリスト系の候補者や選挙監視員への暴行、与党に有利な選挙人名簿の水増し、野党支持者の選挙人登録や投票妨害を強行した。選挙関連の殺人は全国で百名を超え、「全体として平和で秩序正しく」選挙が実施されたとする選挙管理委員会の報告書でさえ、中を覗けば各州(プロビンス)毎に激しい暴力や不正選挙の事例が満載されている有様であった¹⁶。このときの登録有権者 515万 6972名中、水増しが少なくとも 40万 4525名にのぼることが 1951年の調査で明らかになった。とりわけ選挙不正が横行したとされるミンダナオ島ラナオ州では、現実の有権者 12万 8千名とほぼ同数の水増し登録が行われ、のちに、フ

¹³ Resil B. Mojares, "The Dream Goes On and On: Three Generations of the Osme as, 1906-1990," McCoy (ed.), 1993, p.340; Iletto, p.62.

¹⁴ Mark Kahl, *Ballot Box 13: How Lyndon Johnson Won His 1948 Senate Race by 87 Contested Votes*. Jefferson, N.C.: McFarland & Company, Inc., Publishers, 1983, p.xi.

¹⁵ Glenn A. May, "Civic Ritual and Political Reality: Municipal Elections in the Late Nineteenth Century," In Ruby R. Paredes (ed.), *Philippine Colonial Democracy*, Quezon City: Ateneo de Manila University Press, 1989, pp.35-36; David Joel Steinberg, *The Philippines*, Colorado: Westview Press, 3d edition, 1994, p.110.

¹⁶ Ma. Aurora Carbonell-Catilo, et.al, *Manipulated Elections*. Manila, 1985, pp.13-17.

ィリピンのある歌は、「ラナオでは、鳥や蜂まで投票した」と揶揄することになる**17**。

しかし実は、この小唄が諷しているのは、フィリピンの選挙ではない。1948年、テキサス州で行われた選挙である。しかもこの小唄を語っているのは、他にもない、その選挙で連邦上院議員に初当選、その15年の中には大統領にまで登りつめた男、リンドン・ジョンソンなのである。さらにジョンソンは、この小唄で「マヌエルの父さん」が投票したのはジョンソンだったと語っているのだ。

1948年8月、テキサス州の民主党上院議員候補者を決める予備選挙　民主党が南部政治を支配していた当時、同州では予備選挙が選挙本番としての意味をもっていた　は、気鋭のジョンソン下院議員とベテラン政治家コーク・スティーヴンソン元知事のあいだで、まれに見る激戦となった。そして同州南西部で貧しいメキシコ系住民を自在に操ってきた「ボス」ジョージ・パールの指示のもと、ジョンソンを有利にするために、ジム・ウェルズ郡第13区では投票総数767に対して200票の水増しが行われ、結局、州全体でわずか87票という僅差でジョンソンが当選した。同州でも選挙不正は日常茶飯であったが、このときばかりは問題が大きくなり、連邦最高裁にまで持ち込まれた。しかし連邦最高裁は州選挙への介入を嫌い、結局、ジョンソンの当選が確定した。ジム・ウェルズ郡の不正開票を当時の担当者が認めたのは、ジョンソンの死後、1977年のことである**18**。

CIAとNAMFREL

一方、フィリピンでは、1949年選挙で政治的混乱が一挙に深刻化した。1930年代以来の左翼系小作農民運動に起源を發する中部ルソン地方の内戦いわゆるフク反乱は、この混乱や中華人民共和国の成立で勢いを得て、1949年12月、反乱を指導するフィリピン共産党は、一部穏健派の反対を抑えて政府打倒の方針を決定、同じ頃、政情悪化への懸念から海外への大規模な資本逃避が始まった。この事態を重く見たアメリカ政府は、朝鮮戦争の勃発と相前後して　フク反乱の制圧、政治・経済的混乱の收拾をめざす　大規模で全面的な内政干渉に踏み切ることになる。

その後、フク反乱の制圧は順調に進み、1953年には「公正で自由な選挙」により国民の圧倒的支持を得たラモン・マグサイサイがナショナリスト党から大統領に当選、フィリピンは、「自由選挙」によって腐敗した政権を交替させることで共産革命の危機を未然に防いだ成功例、「アメリカ民主主義のショーケース」として、アメリカ政府によって高く評価されるようになった。先に紹介した歌詞は、このとき、マグサイサイ陣営の選挙運動歌に使われて大ヒットした、ラウル・マンガラブス作曲「マンボ・マグサイサイ」の一節である。

この成功体験がアメリカのヴェトナム戦争介入に与えた影響は、しばしば指摘されている。ゴ・ディン・ジェム政権支援のためにCIAが派遣したエドワード・ランズデールは、マグサイサイ大統領の誕生を演出したことで高く評価され、その成功体験をヴェトナムに持ち込もうとして挫折したのであった。ここで注目されるのは、ランズデールのフィリピン工作が、「自由選挙」運動をひとつの柱にしていた事実である。回想録で、ランズデールは次のように記している。

フィリピンの政治家たちのなかには『古狐』派とでも言うべき連中がいる。彼らは、若い頃にアメリカの政治を学んだのだが、そこから彼らはアメリカの地方・国政選挙で政治マシーンが使うトリックの数々をこつこつと学び、そこに自前で編み出したたくさんの悪賢い術策をつけ加えていた**19**。

ランズデールは、1951年の中間選挙を「公正な選挙」にするために、マグサイサイ国防長官と連携、陸軍による選挙監視などを与党の反対を押し切って実現させて目覚ましい成功を収めた　すなわち、与党が大敗したのである。このとき、準備のためにアメリカに一時帰国したランズデールは、不正選挙の実態について自ら学び、さらにニューヨークから共和党系の政治家でフィオレーロ・ラガーディア市長のニューヨーク市政改革運動に参加した経験をもつガブリエル・カプランを招いた。1951年選挙を前にフィリピンの民間諸団体を結集して発足したNAMFREL (National Movement for Free Election 自由選挙国民運動)は、選挙の開票の監視、不正の防止・摘発や、選挙委員会から独立した独自の開票集計を通じて、「自由選挙」の実現に大きな役割を果たした。しかしNAMFRELを実際に指導して不正選挙防止のノウハウを教えたのはカプランであり、その財源はアメリカ政府が秘密裡に援助していた。アメリカの関与は当時すでに公然の秘密であって、1953年選挙で与党リベラル党は、アメリカの選挙干渉に対してランズデールやカプランを名指して

17 Jorge R. Coquia, *The Philippine Presidential Election of 1953*. Manila: University Publishing Co., 1955, p.111; Raul Manglapus, "Mambo Magsaysay," 1953.

18 Kahl, 1983; Robert A. Caro, *Means of Ascent: The Years of Lyndon Johnson*. New York: Alfred A. Knopf, 1990, pp.209-350.

19 Edward Geary Lansdale, *In the Midst of Wars*. New York: Fordham University Press, 1991, p.90.

非難、厳正中立の原則を繰り返すアメリカ大使館・国務省と激しく応酬したのであった**20**。

誰が「他者」だったのか？

以上、テキサスの1948年、フィリピンの1949～53年の選挙風景をいささか乱暴に重ね合わせてみた。ふたつの民主主義の距離と結びあいを考えるためである。これら重なりあう選挙風景は、植民地期にアメリカがフィリピンに持ち込んだのが、民主主義の価値や規範だけでなく、選挙不正の政治文化さらには選挙浄化運動の経験でもあった可能性を示し、はたして「フィリピン民主主義」がアメリカにとっていかなる意味で「他者」であったのか、再考を促している。もちろん、1948年のテキサス州南西部に「アメリカ民主主義」を代表させることには異論もあるだろう。とすれば、テキサスは「他者」だったのか。もし「他者」だったとすれば、そのような意味における「他者」をアメリカはその「自己」の内側に無数に抱え込んでいるということになりはしないか。同様に、「マンボ・マグサイサイ」で揶揄されたラナオが、キリスト教フィリピン社会にとってムスリムという「他者」の地であることも急いでつけ加えなければならない。これらのエピソードは、民主主義をめぐる米比関係と自他認識の問題が、想像以上に絡まりあっていることを示唆しているのである。

そこで次に、米比の選挙民主主義の絡まりあいを、さらに時計の針を併合当初にまで巻き戻して、選挙制度の導入過程に注目してふり返ってみよう。

3 選挙制度をめぐる植民地期の米比関係

公職選挙制度の導入

アメリカのフィリピンに対する公職選挙制度の導入は、植民地人に対する選挙権付与としては、まずその迅速さにおいて他に類を見ないものであった。「専制支配」にかわるアメリカの「民主主義」を示すためにも、また、反帝国主義運動をはじめとする国内の併合批判に対してアメリカ統治に対する「被治者の同意」の存在を示すためにも、さらにはプリンシパリアとの協力関係の確立のためにも、選挙の実施は必須だったのである。はやくも1899年8月には、占領地の町(ムニシパリティ)における任期1年の臨時町長を住民の口頭投票(viva voce vote of residents)により選出することが指示された(一般命令43号、以下)**21**。翌1900年3月には本格的な町行政組織を定めた軍政命令(一般命令40号、以下)で**22**、さらに1901年1月、タフト・フィリピン委員会が制定した町自治法(以下)で**23**、町単位の公職選出規定が定められ、1901年から02年にかけて、米軍の占領支配が一応安定したとみなされた地域から次々と町長・町議の選挙が実施された。

このような導入の速度にくわえて注目されるのが、制度の内容とりわけ選挙権と投票方法に関する諸規定である。まず選挙権については、23歳以上の男子で、(1)1898年8月13日(在比スペイン軍降伏)以前に地方行政職等に就いた経験者、(2)年間30ペソ以上の納税者、(3)英語またはスペイン語を話し、読み書きできる者、以上の3条件の何れかに該当する者が、申立に虚偽がないことを宣誓したうえで選挙人登録をすべきことを定めた。その結果、1902年に各地で行われた町選挙から1907年の第1回フィリピン議会選挙まで、有権者はおおむね「文明化された」人口の2%、実際の投票者は1・5%程度にとどまった。この規定の特徴は、当初はプリンシパリア層に参政権が限定されるが、公教育の普及とともに普通選挙が漸進的に実現することを期した点にあった。そのねらいについては、選挙権規定が「教育的な配慮に基づいている。それは、人々が自由な市民としての義務を理解してその権利を正しく行使する意欲さえもてば、彼らを真の進歩の道に駆り立てるように計算されて」おり、「人々の教育への正当で自然な意欲を力づけ、これに報いる」ものだと高ら

20 Joseph B. Smith, *Portrait of a Cold Warrior*, Quezon City: Plaridel Books, c1976, p.258; Cecil B. Currey, *Edward Lansdale: the Unquiet Ameircan*. Washington: Brassey's, Inc., 1998, pp.105-106; Coquia pp.121-135, 291.

21投票用紙(ballot)を用いず、衆人環視のもとで発声ないし挙手で投票するこの英国流の選挙方式は、北米英領植民地では幅広く行われていたが、アメリカ独立後、19世紀に入るとほとんどの州で廃止され、南北戦争後ヴァージニア州で1867年に廃止、最後まで残ったケンタッキー州でも1890年に廃止されている。占領地行政を立ち上げる臨時措置という性格上、は、おおむね住民の同意を得られる町長を現地米軍指揮官の判断で選定せよという趣旨で理解すべきであり、以下の議論からは除外する。General Orders No.43, Headquarters Department of the Pacific and Eighth Army Corps. Manila, P.I., August 8, 1899. E5/10265-1, RG350, Archives II, USNA; Eldon Cobb Evans, *A History of the Australian Ballot System in the United States*, Chicago: University of Chicago Press, 1917, pp.4-6.

22 General Orders No.40, Office of the U.S. Military Governor in the Philippine Islands, March 29, 1900. E5/10265-2, RG350.

23 General Orders No.82, A General Act for the Organization of Municipal Governments in the Philippine Islands. February 13, 1901. E5/10265-4, RG350.

かに宣言している**24**。アメリカ植民地政策の最大の特徴に数えられる公教育政策は、選挙権規定と相補的なものとして理解されていたのである。

一方、投票方法について、**25**は、秘密投票によること、投票用紙には候補者名とその立候補する公職名を印刷することを定めたが、それ以上の細目は定めなかった**25**。これに対して、タフト・フィリピン委員会が制定した**26**は、投開票方法について次のように詳細な規定を定めた (a)投票所内に柵と戸で区画された場所を設置し、その中に係官が座る。幕で仕切られたブースに投票用の机、空白の投票用紙、筆記具を用意する。(b)公職名および候補者名の記入欄が印刷された正規投票用紙を州政府が用意し、これ以外の用紙の使用は原則として認めない。(c)投票者はブース内で投票用紙に記入、用紙を折りたたみ、投票箱に投入する。その際、係官に氏名を告げ、係官は選挙人名簿を確認する。(d)係官は選挙人名簿にない者の投票を認めない。(e)投票所内で同時に投票する者の数は、用意された机の数を上回ってはならない。(f)読み書き能力のない投票者には、係官2名が付き添い、1名の前で、もう1名が用紙に記入する。(g)選挙前に、天板に投票用の細長い切り口のある投票箱を用意し、投票直前にその中身が空であることを確認して施錠、投票時間中は開錠しない。(h)投票時間は午前8時から午後4時までとする**26**。

これらの規定が示しているのは、オーストラリアン・パロットとして知られる近代の秘密投票制度である。今日の我々には馴染み深い諸規定だが、実のところ、アメリカでは、当時まだ導入されて日が浅い制度であった。1856年にオーストラリアで初めて採用されたことを名称の由来とする投票所でのみ配布される正規投票用紙の準備、投票の秘密を確保する投開票方法などを柱とするこの制度は、1872年に英国議会が導入したのを契機に世界に普及しはじめたが、州毎に独自の選挙制度を定めるアメリカでは導入が遅れた。ようやく各州に急速に普及しはじめたのは1888年以降で、1892年選挙では32州・2属領が採用、96年選挙ではさらに7州が採用した。しかしその実施方法は各州で重要な政治的争点のひとつであり続け、投票用紙の形式・投開票方法ともにきわめて多様であった**27**。植民地政府は、このように自国に導入されてまだ日が浅い制度を、性急ともいえる速度で植民地に導入したのである。

複写された選挙改革

このようにアメリカの選挙改革が間髪を入れずに植民地の選挙制度に複写された背景には、植民地政策を推進する共和党政権に強い影響力をもつ共和革新派が、本国の選挙改革運動の担い手でもあったことを指摘しなければならない。フィリピン統治を所轄した陸軍省長官のエリユー・ルート、セオドア・ローズヴェルト大統領は、いずれもニューヨーク州共和革新派を代表する人物であり、シンシナティの共和党本流出身で法律家のタフトも、ルート、ローズヴェルトときわめて近く、緊密な連携のもとに植民地政策を遂行した**28**。南北戦争後のいわゆる「金ぴか時代」において、急速な経済発展と都市化のなかで、ヨーロッパから流入した非アングロサクソン系の移民や貧困層を動員して選挙結果を操作する都市のマシン(政党組織)・ボス政治家は、猟官制度によって行政府を意のままに操り、政官界で権勢を奮った。この状況に危機感を抱いた、その多くが北東部・ニューイングランドの富裕な名望家出身の高学歴エリートであった革新主義者は、1880年代、共和党内の造反派として出発後、次第に影響力を強め、1901年、マッキンレー暗殺にともなうローズヴェルトの大統領就任によって政権の獲得に到った。以後、いわゆる革新主義の時代が、タフト政権を経て民主党ウッドロー・ウィルソン政権に到ることになる。

彼ら革新主義者にとって、選挙改革は野放図な自由競争から生まれた巨大企業や独占の弊害に対する連邦の介入・規制、移民流入と貧富の格差の増大がもたらした社会危機への対応、行政の腐敗と非効率の是正などとならんで最大の政治課題のひとつであった。英国と異なり、アメリカではすでに19世紀はじめから投票用紙(ballot)による選挙が幅広く行われていたものの、用紙は投票者が用意するのが原則とされ、実際には各政党・組織が独自に自党の候補を印刷した「政党券」(party ticket)を配布して、これをそのまま投じるのが一般的であった。「政党券」は彩色されるなど一目で分かるように印刷されていたので投票の秘密は無く、選挙は、政党マシンやボス政治家、組合などの華やかな示威行動の祭典の様相を呈し、売買票が横行し、人々も、公然たる投票によってボスや組合などの互酬関係を確認しあう場として選挙を理解していた**29**。有権者に公民としての資質を求め、個人が良識に基づいて自由に投票すべきだとする革新主義の思想からすれば、普通選挙権は十分な教育を伴って初めて意味をもつ。そしてオーストラリアン・パロットは、ボス政治家と

24 General Orders No.40, Article 5, p.4; Ibid, p.1.

25 Ibid, Article 10, p.6.

26 General Orders No.82, Article 11, pp.7-9.

27 Evans, pp.17-28.

28 三者の緊密な連携については(Alfonso, 1970)を参照。

29 「金ぴか」時代の選挙については以下を参照。Evans; Peter H. Argersinger, "New Perspective on Election Fraud in the Gilded Age," *Political Science Quarterly* 100 (1985-1986): 669-687.

大衆の従属関係を切断する決め手と考えられていたのである**30**。

しかし革新主義者の選挙改革運動は、各地で既成政党・組織の利害と対立、必ずしも期待した改革が実現したわけではなかった。大統領、上下両院議員からはじめて州・郡に到る数十の公職を一度に選び、住民投票案件も盛り込まれるアメリカの選挙では、投票上の便宜を理由として、オーストラリアン・バロットの導入後も、各州で政党候補者の名前があらかじめ用紙に印刷された。さらに、候補者個人の資質を判断して投票すべきだとする革新主義者の主張に沿った「公職毎に候補者の一覧を示す オフィス・グループ方式を採用したのは、1910年代中葉で17州にとどまり、政党毎に指名候補の一覧を示すパーティー・コラム方式が26州にのぼった。しかもその大半が、政党名の脇の空欄を1カ所チェックすれば当該政党の候補者全員に投票したと見なすストレート・チケットを採用して、「政党券」のなごりを残した。また両方式ともに、多くの州で、党の紋章などを印刷して、識字能力のない有権者でも候補・政党を選べるようにしていた**31**。

これに対してフィリピンでは、すでに指摘したように、候補者の氏名を投票者が直接記入する方式が採用された。植民地権力者としてフリーハンドを握ったがゆえ、本国よりもむしろ先進的な制度が導入された点で、日本国憲法の例を想起させる事例である。導入当初、町選挙で選出される公職数は限られていたが、その後1905年には州知事・州議会、07年には全国議会(下院)、16年には上院(全国区・複数連記制)、そして35年には自治政府正副大統領が直接選挙の対象となり、アメリカと同様、国政・地方選挙が同時に実施されるため、単一の投票用紙に記入する候補者数は、多いときで25名にもなった。しかし候補者名を直接記入し、読み書き能力を選挙権の必要条件とする規定は維持され、アメリカよりも「純粋な」オーストラリアン・バロットのまま、今日に到っているのである。

投影されたアメリカナイゼーションの思想

このように本国の選挙改革が植民地の選挙制度に複写された背景として、ただ政策の担い手が重複していただけでなく、彼らが占領地の政治構造を本国の政治を参照して理解したことを見逃すことができない。ル・ロイに代表されるように、アメリカで語られたフィリピン政治像には、カシーケとアメリカの政治ボスのアナロジーが頻出する。むろん両者が完全に同一視されていたわけではなく、ル・ロイは読者に何とかカシーケのイメージを伝えようとして「わが国の政治ボス、ゴールドミスの詩『廃村』の小学校長(古き良き農村の素朴な崇拜の対象、筆者)、古きヴァージニアの地主、社交界の名士中の名士」の組み合わせに「南北戦争前の南部の色彩」を添えたものと表現している**32**。とはいえ、用意された処方箋「公民教育、直接選挙、秘密投票

は同じだった。「普通選挙権による改革の力と全ての間人がもつ自治の生得的な能力への全面的な信頼」への共感を語るル・ロイは、教育の普及によって諸悪の根源たる「カシーケも、その支配も、徐々に姿を消すだろう」と述べている**33**。公教育と相補的な選挙権規定には、アメリカでボス政治に対する強力な武器と考えられた選挙改革を植民地に複写することで、カシキズムを放逐し得るという発想が見出せたのである。

さらにこの発想の背後にあったのが、同時代のアメリカにおける国民統合と同化の思想であった。ボス政治の解体をめざす革新主義者の選挙改革運動の根本には、階級対立や移民排斥運動がもたらす社会的分裂に対する危機感が存在した。政治諸勢力の華やかな示威行為の舞台であった19世紀の選挙は、革新主義者から見れば、社会主義者やボス政治家が、階級の紐帯で労働者を、同胞の絆で移民を囲い込むことによってアメリカ社会分裂の危機を深めるものに他ならなかった。これに対して、いかにして国民統合を実現・維持すべきか。セオドア・ローズヴェルトは、「アメリカ民主主義」の本質である「自立した個人」同士の相互理解、フェロー・フィーリング(同志感情)が政治社会問題解決の鍵であると主張した論文で、人々が自己を確立して「階級やカーストの束縛から解放されて混じりあい、互いを個人としての価値で評価」するフェロー・アメリカンとして結びあう理想を訴えている。彼によれば、フェロー・フィーリングの欠如ゆえに「投票者大衆」は選挙で「身近なギャング仲間」を鼻負して改革者を幾たびも挫折させてきたのだ**34**。ここでは、フェロー・フィーリングを共有できない「他者」としての労働者階級や新移民を、「自立した個人」の均質性を媒介にして、フェロー・アメリカンという「自己」範疇に同化・統合しようとする、この時代に生まれて今日に到る同化・統合すなわちアメリカナイゼーションの思想を見ることができるといえる。

カシーケ＝ボス支配が蔓延する植民地に乗り込んだ改革者として自己を定義したアメリカ政府にとって、教育と選挙改革は、フィリピン「大衆」を、カシーケ＝ボスの呪縛から振りほどいて「民主主義のフェローシップ」の側に呼び寄せるといった意味において、同化・統合の思想と深く結びついていた。もちろんアメリカは、

30 L.E. Fredman, *The Australian Ballot*, Ann Arbor: Michigan State University Press, 1968, pp.99-118; Mugwumps; T.R.

31 Evans, pp.36-47.

32 Le Roy, p.172.

33 Le Roy, pp.2-3, 201.

34 Theodore Roosevelt, "Fellow-Feeling as a Political Factor," *Century*, June 1900.

決してフィリピン人をアメリカ国民として同化しようとはしなかった。しかし、「友愛的同化」宣言が示すように、併合当時のアメリカには、種族(race)を境界線とする他者認識が明確に存在する一方で、他の植民地主義にはあまり見られないほど楽観的な、種族の境界を超えた同化の論理が語られていたことも事実である。

たとえば、占領直後に大量に派遣されたアメリカ人教師のひとり、マニラ近郊リサール州からの報告書簡で、オリエンタリズムに満ちた視線で住民の「捉えどころのない矛盾にみちた」性質の数々を挙げて「ああ何と言う人々であろうか！」と嘆きながら、「しかし希望がある」と、次のように続けている。

ひとたび彼らが我々のようになりたいと心に決めたとき、その決断はもはや永遠に変わらないだろう。彼らは、我々と同じ遵法の市民になる。我々はマレー人なるものを消し去った。そして遠からず、我々がそこにアメリカ人を見出したとしても、驚くにはあたらないのだ**35**。

もちろんここでいう同化とは、種族の境界線を越えて他者が自己と融合することではなく、文明社会の普遍的規範として理解されていた民主主義を共有することを意味していた。この点、ル・ロイも、「マレー人種はみな同じで部族的段階から先に進歩する能力はない」とする英国流の帝国主義的な人種主義をむしろ批判して、進歩に対する希望を語っていたのである**36**。

響きあう選挙不正

しかし、オーストラリアン・バロットに代表される選挙改革は、現実には、アメリカでもフィリピンでも、選挙不正を根絶することも、選挙操作と獵官制を基盤とするアメリカのボス政治家やフィリピンのカシーケを政治的に追放することもできなかった。

1933年に始まるラガーディア市政以前のニューヨーク市には「公正な選挙と言えるようなものなど一度も行われた試しがなかった」。1926年の中間選挙では、フィラデルフィア市全体で2万5千名にのぼる選挙人の水増し登録が確認され、幽霊投票、複数回投票、投票用紙のすり替え、自派候補の投票用紙の積み増しが市全域で行われた結果、有権者の一票が不正な操作を受けずに記録される確率は実に8分の1に過ぎないことが、調査の結果、判明した。同じ選挙ではシカゴでも投票総数の実に44%が偽投票 死者、転出者、実際には投票しなかった者による投票 だったことが判明した**37**。

一方、フィリピンでも、1902年、各州知事が総督に宛てた州の民情報告のなかで、早くも各州で実施されたばかりの町選挙について、混乱と不正、その原因としてフィリピン人の政治経験の「未熟さ」が指摘されている**38**。そしてその後、公選制の拡大につれて、フィリピン人の選挙に対する熱狂と選挙不正の横行が植民地政府の憂慮を呼ぶようになった。1907年からの3年間に選挙法違反 大半は有権者資格がないのに選挙人登録をした偽証宣誓 で訴追された者は764名にのぼり**39**、1912年選挙では不正登録によって登録有権者数が異常な増加を示し、さらに、読み書き能力のない有権者を補助する際に勝手に投票者の意志とは異なる名前を記入するなど、選挙管理人の不正が問題視されるようになった**40**。その後も選挙管理人による選挙人登録の妨害、水増し登録、投開票時の様々な不正、開票結果についての虚偽報告などの問題は深刻の度を増し、選挙の度に植民地政府は各州に不正行為の具体例や判例を付して不正行為の防止を命じる回状を送付しなければならず、選挙の度に回状の内容は分厚いものになっていった**41**。

このように今世紀前半の米比選挙を対照すると、選挙制度だけでなく選挙不正までが速やかに「技術移転」された印象さえ受ける。たしかに、植民地統治初期に軍民のアメリカ人が選挙不正のノウハウをフィリピン人に伝授した可能性は否定できない。しかし、むしろアメリカの選挙制度そのものに不正や操作の余地がき

35 Frederick Clark, "Conditions in Rizal," December 7, 1901. Bernard Moses [Scrapbooks], v.II, pp.3-30. Bancroft Library, University of California, Berkeley.

36 Le Roy, p.2-3..

37 Paul Blanshard and Norman Thomas, *What's the Matter with New York*, New York, 1932, p.79; Peter McCaffery, *When Bosses Ruled Philadelphia*, Pennsylvania: The Pennsylvania State University Press, 1993, pp.138-139; Fredman, p.120.

38 Annual Reports of Provinces in Manuscript Reports of the Philippine Commission, 1902. E91, RG350.

39 Philippine Commission, *Official Gazette*, Vol.X, No.17, April 24, 1912, p.1.

40 Bureau of Justice, Circular, No.158, January 17, 1913. E5/10265-60; "Confidential Report," Manila, June 7, 1912. (Philippine Constabulary). E5/10265-51, RG350.

41 Provincial Circulars, "Elections- Fraudulent and corrupt practices in," January 11, 1919; "Election Inspectors, Appointment of," May 8, 1919; "1922 Elections - General information and instructions re-," March 10, 1922. E5/10265-97, RG350.

わめて大きいこと、すなわち相似した選挙制度が類似した選挙不正を促したと考えるべきであろう⁴²。

まず、選挙人登録制度じたいが、水増し・選挙権剥奪の双方向において不正操作の余地が大きい制度であった。フィリピンの場合、1916年、読み書き能力のみを条件とする男子普通選挙権が確立して、有権者人口は公教育の普及にともない漸次拡大した。しかし、1939年の国勢調査で10歳以上の人口の48%に読み書き能力があるとされたことを考えると、投票者総数は意外に小さく、1935年の初代(自治政府)大統領選挙でようやく全人口の7%に達したに過ぎなかった。その後、女性参政権の導入に伴い有権者人口は倍増したが、投票者の全人口に占める比率は、1946年の大統領選挙でも13%、水増し登録が横行した1949年選挙でも18%に留まった⁴³。このことは、登録制度ゆえに政治的動員の範囲外にある人々の選挙権行使への動機付けが弱く、それが逆に選挙人登録における不正操作の余地を大きくすると同時に動員を加熱させたことを示している。一方、アメリカでは、選挙人登録の比率はフィリピンよりも高かったが、有権者人口に対する比率は1930年代で約85%にとどまり、また移民や外部からの人口流入が大きい都市部では更に低くなる傾向があった⁴⁴。このことが、ボス政治家の政治マシンによる水増し登録を可能にしていたことは、すでに繰り返し例を挙げたとおりである。

選挙管理委員による投開票時の不正が横行した背景にも、煩雑で冗長な投票用紙の形式じたいが、投開票時の操作を可能にしている側面を見逃すことができなかつた。この点はアメリカでも早くから問題になり、選挙不正を防ぐ次の手段として、投票用紙の形式をより簡潔なものにするための改革運動が展開したが、結局、各州とも大きな変更が加えられることはなく、機械式の投票が導入されるまでは根本的な解決は図られなかつた⁴⁵。一方、フィリピンでも、投票用紙の形式は、マルコスの戒厳令体制時代を除けば植民地期から今日に到るまでほとんど変更が加えられてこなかつたのである。

もちろん、相似した選挙制度が必ず類似した選挙不正を促し、類似した政治文化を生むとは限らない。民主主義の政治文化は、制度と社会の相互作用のなかで生まれるものだと考えるべきであろう。本稿は、制度上の類似性を等閑視してきた近年の米国におけるフィリピン政治論の問題点を指摘する意図から、試みに、両国の選挙制度史を重ね合わせて論じたものであった。オーストラリアン・パロットの導入に代表される植民地選挙制度へのアメリカ選挙改革の複写は、「完成した先進的な」民主主義諸制度が「遅れた」社会に接合されたというよりは、激動するアメリカ社会における政治制度の変容と統合の思想が、やはり革命と戦乱で激動するフィリピン社会に、植民地的権力関係を通じて複写されたことを意味していた。そして、その選挙人登録制度と冗長な投票用紙に象徴されるアメリカ独特の複雑な選挙制度が、それよりはやや整理された形で移植されたとはいえ、アメリカ社会と同様に決して静的な安定した社会ではなかつたフィリピンにおいて、アメリカと同様の混乱や不正操作の現象を発生させたことは当然のことであった。そして、ふたつの選挙民主主義は、第2次世界大戦と植民地の独立をへて、「マヌエルの父さん」の幽霊たちが選挙日のテキサスとフィリピンを彷徨する冷戦の時代に、ふたたび深く絡まりあうことになる。このように、選挙に注目するとき、アメリカとフィリピンの間に、自己と他者を分かち画然たる境界を見出すことはできなかつたのである。

4 おわりに

本章では、まず第1節でアメリカのフィリピン政治像を検討した。イレートのオリエンタリズム批判がやや明快に過ぎ一面的な憾みがあるとしても、第2節、第3節で検討した選挙をめぐる米比関係史をふり返ると、やはり、アメリカのフィリピン政治論が、政治制度の共有から説明すべき点や政治文化論に還元する前に留保すべき点を通り越して、懐疑に満ちた否定的なフィリピン政治像を流通させてきたという批判は免れないように思われる⁴⁶。それでは、イレートが問いかけたアメリカの「自己」は、フィリピンを嘆かわしい他

⁴²(Argersinger 1985-1986)は、アメリカ史における選挙不正が、政党間の競合や政治文化よりもむしろ制度に起因したことを強調している。

⁴³ *Annual Report of the U.S. High Commissioner to the Philippine Islands*, Vol.1, 1937, p.88; *Ibid*, Vol.7, 1947, p.80; 谷川栄彦・木村宏恒『現代フィリピンの政治構造』アジア経済研究所、1977、78頁。

⁴⁴ Joseph R. Hayden, *The Philippines*, New York: MacMillan Co., c1942, 1955, p.204, 894.

⁴⁵ The Short Ballot Organization, *The Short Ballot: A Movement to Simplify Politics*, New York, 1910; Carl O. Smith, *A Book of Ballots*, Detroit: Detroit Bureau of Governmental Research, Inc., 1938;

⁴⁶ 米比についてフィリピン政治研究が盛んな日本の政治研究者は、アメリカのフィリピン政治論の圧倒的な影響のもとで、しかし、より多様なフィリピン民主主義像を描こうとしている。また、モラル・エコノミー論の延長線上で、フィリピンの農村社会における日常の政治を検討するベネディクト・カークフリートら農村社会学者が描くフィリピン政治像は、エリートの一方的支配という視点には立っていないこともつけ加えておきたい。藤原帰一「フィリピンにおける『民主主義』の制度と運動」『社会科学研究』40-1(1988)、川中豪「寡頭支配の民主主義：その形成と変容」岩崎育夫編『アジアと民主主義』(アジア経済研究所、1997年。Benedict J. Kerkvliet,

者として描き続けてきたフィリピン政治論と、どのように結びついてきたと言い得るのだろうか。

第3節で検討したように、植民地の選挙制度に複写されたアメリカの選挙改革を支えていたのは、アメリカ社会の産業化、都市化、多民族社会化を背景に、階級やエスニシティによって引き裂かれたアメリカ人のアイデンティティと共同体意識を、あらためて市民的個人が担う「アメリカ民主主義」に還元することで再建しようとする発想であった。アメリカ史における革新主義の時代と植民地化が重なることによって、フィリピンには、「アメリカ民主主義」をシンボルにアメリカのナショナル・アイデンティティをあらためて再構築する営みが投影されたのである。併合初期に表明された楽観的な同化と進歩の言説は、植民地統治に対するアメリカの無邪気さから語られた以上に、民主主義による統合と同化に楽観的であらなければならなかった時代意識の表現でもあったのである。

その後、アメリカの20世紀史を通じて、「アメリカ民主主義」は、国家が「他者」に同化を求める原理としても、また、アフリカ系アメリカ人、女性、移民、性的少数者など「他者」として排除された人々が参加を求めるときにも、いつでも不可侵のナショナル・アイデンティティであり続けてきた。アメリカ社会が「より完全な統合」の実現に向けて前進した公民権運動の時代をへて、その不可侵性は、今日ますます強まっている。そして、現代世界における諸民主主義の位階の頂点に「アメリカ民主主義」を置くナショナル・アイデンティティと、その自己表現として世界を「民主化」することを「アメリカの使命」と考える観念が現代のアメリカとアメリカ人を支配してきたのだとすれば、それが、アングロ・サクソンを種族の位階の頂点に置く帝国主義時代の人種主義と「白人の責務」論に限りなく似通ってゆくことは避けられなかった。そして、他者が自己と決して同じであってはならない植民地的な権力関係が帝国主義時代の植民地知を作り上げたように、現代アメリカの研究者はフィリピン民主主義を失敗し続ける存在として描き続けなければならず、それがやがてフィリピンの歴史家から、古色蒼然たるオリエンタリストとして弾劾されることも、また避けられなかったのである⁴⁷。

Everyday Politics in the Philippines (Berkeley, University of California Press, 1990).

47 本章で描いたアメリカの他者認識あるいはオリエンタリズムに対するフィリピン側の反応は、必ずしも反発だけではなく、受容したり、利用したりしてきた面も見逃すことができない。アメリカが語る他者認識をフィリピン人がどのように受けとめ、そのアイデンティティ生成に結びつけたのかは、本章では検討しない、もうひとつの重要な問題である。この点は、他日、別稿において論じたい。